

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月9日

【事業年度】 第94期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

【会社名】 株式会社 琉球銀行

【英訳名】 Bank of The Ryukyus, Limited

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 大城 勇 夫

【本店の所在の場所】 沖縄県那覇市久茂地1丁目11番1号

【電話番号】 沖縄(098)866局1212番(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員総合企画部長兼関連事業室長 宮 城 竹 寅

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田多町2丁目2番16号
株式会社琉球銀行総合企画部東京事務所

【電話番号】 東京(03)5296局8617番

【事務連絡者氏名】 東京支店長兼総合企画部東京事務所長 知 花 健 二

【縦覧に供する場所】 株式会社琉球銀行東京支店
(東京都千代田区神田多町2丁目2番16号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡県福岡市中央区天神2丁目14番2号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成22年6月25日に提出いたしました第94期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正および追加を要する箇所がありましたので、これを訂正および追加するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第1 企業の概況

3 事業の内容

第2 事業の状況

4 事業等のリスク

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(7)大株主の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況等

(1)コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

3 【事業の内容】

(訂正前)

当行グループは、当行、子会社5社および関連会社1社で構成され、銀行業務を中心に、信用保証業務、クレジットカード業務、リース業務などの金融サービスを提供しています。

[銀行業務]

当行の本店ほか支店57カ店、出張所8カ所において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務などを取り扱い、県内中小企業ならびに個人の資金ニーズに対して安定的に資金を供給し、沖縄県における中核的金融機関として、金融システムの安定さらには県経済の発展に寄与しております。

[証券業務]

当行の資金証券部門においては、県内の投資ニーズに対応するため、商品有価証券売買業務、投信窓販業務を取り扱うとともに、有価証券投資業務では預金の支払準備および資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他証券に投資しております。

[クレジットカード業務]

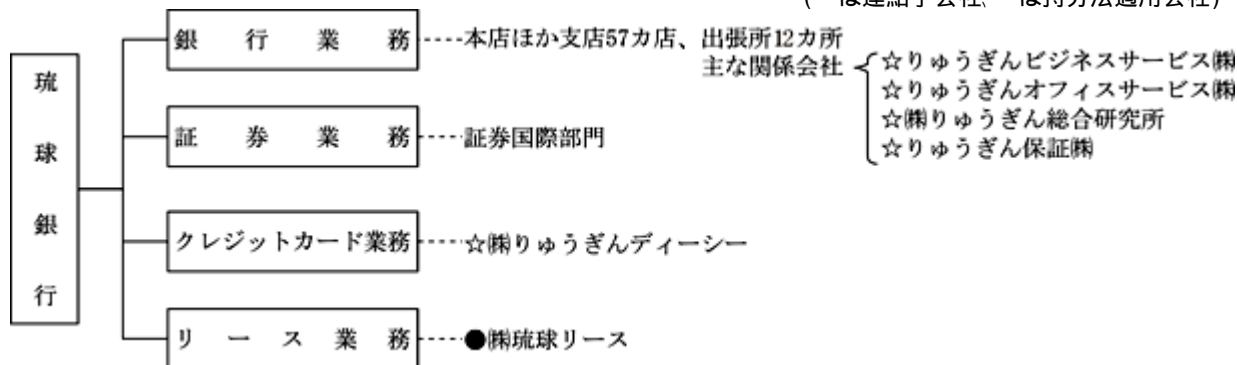
株式会社りゅうぎんディーシーは、クレジットカード業務を通して、加盟店・個人に対する簡便な決済手段と消費者金融サービスを提供しております。

[リース業務]

株式会社琉球リースは、県内のリース需要に応えるとともに、当行との連携を図りながら、法人に対する総合的な金融サービスを提供しております。

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

(は連結子会社、 は持分法適用会社)



(訂正後)

当行グループは、当行、子会社5社および関連会社1社で構成され、銀行業務を中心に、信用保証業務、クレジットカード業務、リース業務などの金融サービスを提供しています。

[銀行業務]

当行の本店ほか支店57カ店、出張所12カ所において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務などを取り扱い、県内中小企業ならびに個人の資金ニーズに対して安定的に資金を供給し、沖縄県における中核的金融機関として、金融システムの安定さらには県経済の発展に寄与しております。

[証券業務]

当行の資金証券部門においては、県内の投資ニーズに対応するため、商品有価証券売買業務、投信窓販業務を取り扱うとともに、有価証券投資業務では預金の支払準備および資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他証券に投資しております。

[クレジットカード業務]

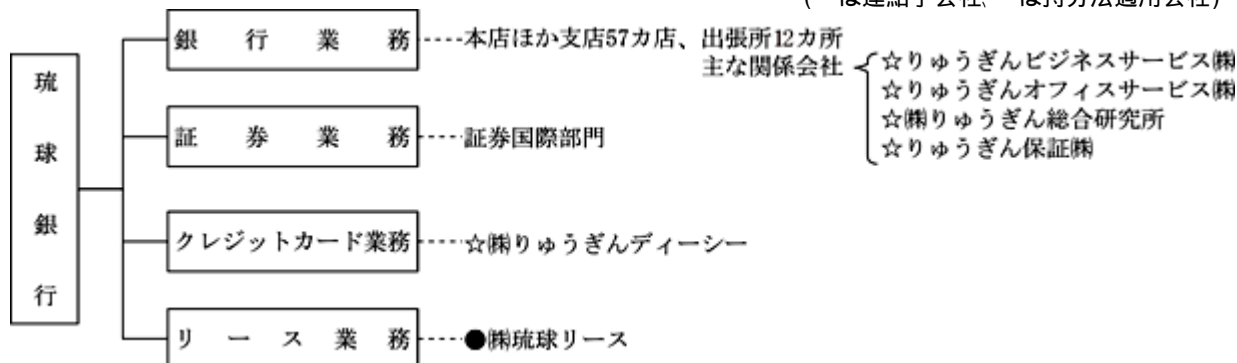
株式会社りゅうぎんディーシーは、クレジットカード業務を通して、加盟店・個人に対する簡便な決済手段と消費者金融サービスを提供しております。

[リース業務]

株式会社琉球リースは、県内のリース需要に応えるとともに、当行との連携を図りながら、法人に対する総合的な金融サービスを提供しております。

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

(は連結子会社、 は持分法適用会社)



第2【事業の状況】

4【事業等のリスク】

(訂正前)

事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

(1) 信用リスク

当行グループの信用リスク管理体制は、営業部門から独立し与信判断や銀行全体の信用リスクの管理を行う審査部、市場部門の信用リスクテイクや信用リスク管理を行う証券国際部、与信監査部門として資産の自己査定を監査する監査部の相互牽制体制から構成され適切に管理しています。信用リスクのうち信用集中リスクについては、取締役会の定めた「融資運用方針」により特定の業種、企業、グループへの与信の集中を排除しており、その遵守状況は定期的に取り締役会が確認しています。貸出金等の与信から生ずる信用リスクの全体的な把握については、信用格付毎の倒産確率や債権毎の保全状況に応じた信用リスクを定量化することで行っており、格付毎、業種毎、地域毎の信用リスクの分布状況を把握・分析することで信用リスクを管理しています。市場取引にかかる信用リスク管理は、主に公正な第三者機関である外部格付機関の評価を用い、格付ランクに応じた取引限度額を設定、遵守することで信用リスクを管理しています。しかしながら、貸出金については、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されていることや、当連結会計年度末現在における貸出金のうち不動産業、物品賃貸業、卸売業、小売業、建設業に対する貸出金の構成比が比較的高いため、それらの業種を巡る経営環境等の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があり、当行グループの業績や財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。また、商品有価証券及びその他有価証券については、主に債券、株式、投資信託及び組合出資金であり、売買目的、満期保有目的及びその他有価証券として保有しているほか、一部の子会社及び子法人ではその他有価証券として保有していますが、これらは、それぞれ発行体の信用リスクに晒されており、当行グループの業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 市場関連リスク

金利リスクについて

当行グループは、スプレッド収益管理手法等を用いたALMにより金利リスクを管理しています。市場リスクに関する規程により、リスク管理手法や手続き等の詳細を明記しており、ALM委員会において市場動向の把握・分析、資産の運用及び管理状況の把握・確認、今後の対応策等の協議を行っています。日常的には金融資産及び負債について総合企画部はリスク・リミットガイドラインの遵守状況を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会に報告しています。しかしながら、予期せぬ金利変動が生じた場合、当行グループの経営成績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

為替リスクについて

当行グループの為替リスクについては、外貨調達範囲内での運用であり、持高限度額を定め、常にポジションをスクエアにし、為替相場の変動リスクの最小化を図っています。しかしながら、予期せぬ為替変動が生じた場合、当行グループの経営成績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

有価証券の価格変動リスクについて

当行の有価証券を含む投資商品の保有については、市場運用部門である証券国際部の運用方針に基づき、市場リスク統括部門である総合企画部の管理の下、市場取引運用基準に従って行われています。証券国際部では、当行保証付私募債などの管理のほか、外部からの購入も行っており、事前調査や投資限度額の設定、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。また、総合企画部、一部の子会社及び子法人等で管理している株式等の多くは、発行会社との取引関係の維持・深耕や県経済発展への寄与、社会的責任・公共的使命を果たすことを目的として保有しているものであり、市場環境や取引先の財務状況などをモニタリングしており、これらの情報や管理状況は総合企画部を通じ、取締役会や常務会において定期的に報告されています。しかしながら、金利や為替相場、株価の変動等により、保有する金融資産の価値が変動し、当行グループの業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

デリバティブ取引のリスクについて

当行グループのデリバティブ取引のリスク管理体制については、市場運用部門から独立した市場リスク統括部門として、総合企画部を設置しています。市場運用部門については、取引の約定を行う市場

取引部門（フロントオフィス）と、運用基準・方針等の遵守状況を把握管理し、ポジション・評価損益・運用状況を定期的にリスク統括部門、担当役員へ報告する市場リスク管理部門（ミドルオフィス）、取引の確認事務、対外決済等勘定処理を行う後方事務部門（バックオフィス）間による相互牽制体制を敷いています。また、デリバティブ取引の開始に際しては、総合企画部と協議の上、ヘッジ方針を明確に定め取引を開始しています。しかしながら、金利や為替相場の変動等により、当行グループの業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

資金調達に係る流動性リスクについて

当行グループは、資金調達・運用構造に即した適切かつ安定的な資金繰りに加え、安全性・収益性のバランスを考慮した効率的な資金調達・運用を基本方針としており、日々の資金繰りを担う証券国際部（資金繰り管理部署）と資金繰り管理部署の手法並びに手続きなどの適切性を検証する総合企画部（流動性リスク管理部署）を明確に区分し、相互に牽制する体制としています。管理手法としては、支払準備額や預貸率等について、それぞれリスクリミットを設定し、モニタリングを実施することで、流動性リスクの状況を管理しています。また、不測の事態に備えて、資金繰りの状況を逼迫度に応じて4段階に区分し、それぞれの局面において権限者、対応策などを定め、速やかに対処できる体制を整えています。しかしながら、当行グループの業績・財務状況や格付が悪化した場合、あるいは市場環境が大きく変化した場合に、必要な資金の確保が困難になり、通常より著しく高い金利による資金調達を余儀なくされる、または調達が困難となることで、当行グループの業務運営や、業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

（３）事務リスク

当行グループは、業務の多様化や取引量の増加に適切に対処し、想定される事務リスクを回避するために、機械化投資の拡充と営業店後方事務の集中処理を積極的に進め、業務の効率化と事務リスクの圧縮に努めています。また、事務水準の向上や事務事故の未然防止の観点から、事務指導の強化や研修等を実施し、内部監査を厳格化させています。しかしながら、役職員による不正確な事務、あるいは不正や過失等による不適切な事務により、当行グループの業務運営や、業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

（４）システムリスク

当行グループは、使用コンピューターシステムの安全対策として、システムリスク管理方針・管理規程やバックアップ体制を整備しており、さらに災害・障害等に備えた危機管理計画を策定して不測の事態に対応できるよう万全を期しています。しかしながら、万が一重大なシステム障害等が発生した場合には、当行グループの業務運営や、業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

（５）自己資本比率に係るリスク

当行グループは、「銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件」（平成5年大蔵省告示第55号）に定められた国内基準である自己資本比率4%以上を維持する必要があります。当行グループでは、適正かつ十分な水準の自己資本比率を維持することに努めており、現在のところ、自己資本比率はこの最低基準を大幅に上回っています。しかしながら、本項に示した事業等に係る各種リスクが顕在化することにより、自己資本比率が低下する可能性があります。

（６）繰延税金資産に係るリスク

繰延税金資産は、現時点におけるわが国の会計基準に基づき、一定の条件の下で、将来実現すると見込まれる税金負担額の軽減効果を、繰延税金資産として貸借対照表に計上することが認められています。当行グループは、現時点において想定される金融経済環境等のさまざまな予測・仮定を前提に将来の課税所得を合理的に見積り計上していますが、実際の課税所得が想定と異なること等により、繰延税金資産が減額された場合には、当行グループの業務運営や、業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

（７）公的資金

当行は、「金融機関の早期健全化のための緊急措置に関する法律」に基づき、公的資金による資本増強を実施しており、これに伴い「経営の健全化のための計画」を金融庁に提出しています。当行では、同計画の達成に向けて財務基盤の強化に全力をあげていますが、公的資金を返済するまでの間に、その履行状況が不十分な場合は、当局より業務改善命令等の措置を受ける可能性があります。

（８）退職給付債務等の変動に係るリスク

当行グループの退職給付費用や債務は、年金資産の期待運用利回りや将来の退職給付債務算出に用いる年金数理上の前提条件に基づいて算出していますが、実際の結果が前提条件と異なる場合や前提条件に変更があった場合には追加損失が発生する可能性があります。

(9) 規制変更のリスク

当行グループは、現時点の規制（法律、規則、政策、会計制度、実務慣行等）に従って業務を遂行しています。将来、これらの規制の新設、変更、廃止ならびにそれらによって発生する事態が、当行グループの業務運営や、業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(10) 格付低下のリスク

格付機関が当行の格付を引き下げた場合、当行の市場部門は、取引において不利な条件を承諾せざるを得ない可能性や、または一定の取引の実施が困難となり、当行の業績や財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。

(11) 競合に伴うリスク

日本の金融制度は大幅に規制が緩和される傾向にあり、これに伴い競争が激化しています。その結果、他金融機関等との競争により想定した収益があげられず、業績や財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。

(12) 風評リスク

当行グループの業務は、預金者等のお客様や市場関係者からの信用に大きく依存しています。そのため、当行グループや金融業界等に対する風説・風評が、マスコミ報道・市場関係者への情報伝播・インターネット上の掲示板への書き込み等により発生・拡散した場合には、お客様や市場関係者が当行グループについて事実と異なる理解・認識をされ、当行グループの業務運営や、業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(13) コンプライアンスリスク

当行グループは、業務を遂行する上でさまざまな法令諸規制の適用を受けており、これらの法令諸規制が遵守されるよう、役職員に対するコンプライアンスの徹底に努めていますが、これが遵守できなかった場合には、当行グループの業務運営や、業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(14) 顧客情報に係るリスク

当行グループは、個人情報・機密情報等のデータを有しており、その管理については、マニュアルで管理方法を明確に定めるとともに、本人確認システムを導入する等、不正利用・流出を防止する体制を強化しています。しかしながら、これらの対策にも関わらず、重要な情報が外部に漏洩した場合には、当行グループの業務運営や、業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(15) 重要な訴訟によるリスク

当行グループは、法令遵守の徹底に努め、法令違反の未然防止体制を強化しています。しかしながら、今後、様々な業務遂行にあたり、法令違反およびこれに対する訴訟が提起された場合には、当行グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(訂正後)

事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

(1) 信用リスク

当行グループの信用リスク管理体制は、営業部門から独立し与信判断や銀行全体の信用リスクの管理を行う審査部、市場部門の信用リスクテイクや信用リスク管理を行う証券国際部、与信監査部門として資産の自己査定を監査する監査部の相互牽制体制から構成され適切に管理しています。信用リスクのうち信用集中リスクについては、取締役会の定めた「融資運用方針」により特定の業種、企業、グループへの与信の集中を排除しており、その遵守状況は定期的に取り締役会が確認しています。貸出金等の与信から生ずる信用リスクの全体的な把握については、信用格付毎の倒産確率や債権毎の保全状況に応じた信用リスクを定量化することで行っており、格付毎、業種毎、地域毎の信用リスクの分布状況を把握・分析することで信用リスクを管理しています。市場取引にかかる信用リスク管理は、主に公正な第三者機関である外部格付機関の評価を用い、格付ランクに応じた取引限度額を設定、遵守することで信用リスクを管理しています。しかしながら、当行は沖縄県を主たる営業基盤としているため、県内経済の動向により貸出金残高が減少する、あるいは不良債権額や与信関連費用が増加することにより、当行グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。また、当連結会計年度末現在における貸出金のうち不動産業、物品貸業、卸売業、小売業、建設業に対する貸出金の構成比が比較的高いため、それらの業種を巡る経営環境等の変化により、不良債権額および与信関連費用が増加する可能性があり、当行グループの業績や財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。また、商品有価証券及び

その他有価証券については、主に債券、株式、投資信託及び組合出資金であり、売買目的、満期保有目的及びその他有価証券として保有しているほか、一部の子会社及び子法人ではその他有価証券として保有していますが、これらは、それぞれ発行体の信用リスクに晒されており、当行グループの業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 市場関連リスク

金利リスクについて

当行グループは、スプレッド収益管理手法等を用いたALMにより金利リスクを管理しています。市場リスクに関する規程により、リスク管理手法や手続き等の詳細を明記しており、ALM委員会において市場動向の把握・分析、資産の運用及び管理状況の把握・確認、今後の対応策等の協議を行っています。日常的には金融資産及び負債について総合企画部はリスク・リミットガイドラインの遵守状況を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会に報告しています。しかしながら、予期せぬ金利変動が生じた場合、当行グループの経営成績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

為替リスクについて

当行グループの為替リスクについては、外貨調達範囲内での運用であり、持高限度額を定め、常にポジションをスクエアにし、為替相場の変動リスクの最小化を図っています。しかしながら、予期せぬ為替変動が生じた場合、当行グループの経営成績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

有価証券の価格変動リスクについて

当行の有価証券を含む投資商品の保有については、市場運用部門である証券国際部の運用方針に基づき、市場リスク統括部門である総合企画部の管理の下、市場取引運用基準に従い行われています。証券国際部では、当行保証付私債などの管理のほか、外部からの購入も行っており、事前調査や投資限度額の設定、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。また、総合企画部、一部の子会社及び子法人等で管理している株式等の多くは、発行会社との取引関係の維持・深耕や県経済発展への寄与、社会的責任・公共的使命を果たすことを目的として保有しているものであり、市場環境や取引先の財務状況などをモニタリングしており、これらの情報や管理状況は総合企画部を通じ、取締役会や常務会において定期的に報告されています。しかしながら、金利や為替相場、株価の変動等により、保有する金融資産の価値が変動し、当行グループの業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

デリバティブ取引のリスクについて

当行グループのデリバティブ取引のリスク管理体制については、市場運用部門から独立した市場リスク統括部門として、総合企画部を設置しています。市場運用部門については、取引の約定を行う市場取引部門（フロントオフィス）と、運用基準・方針等の遵守状況を把握管理し、ポジション・評価損益・運用状況を定期的にリスク統括部門、担当役員へ報告する市場リスク管理部門（ミドルオフィス）、取引の確認事務、対外決済等勘定処理を行う後方事務部門（バックオフィス）間による相互牽制体制を敷いています。また、デリバティブ取引の開始に際しては、総合企画部と協議の上、ヘッジ方針を明確に定め取引を開始しています。しかしながら、金利や為替相場の変動等により、当行グループの業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

資金調達に係る流動性リスクについて

当行グループは、資金調達・運用構造に即した適切かつ安定的な資金繰りに加え、安全性・収益性のバランスを考慮した効率的な資金調達・運用を基本方針としており、日々の資金繰りを担う証券国際部（資金繰り管理部署）と資金繰り管理部署の手法並びに手続きなどの適切性を検証する総合企画部（流動性リスク管理部署）を明確に区分し、相互に牽制する体制としています。管理手法としては、支払準備額や預貸率等について、それぞれリスクリミットを設定し、モニタリングを実施することで、流動性リスクの状況を管理しています。また、不測の事態に備えて、資金繰りの状況を逼迫度に応じて4段階に区分し、それぞれの局面において権限者、対応策などを定め、速やかに対処できる体制を整えています。しかしながら、当行グループの業績・財務状況や格付が悪化した場合、あるいは市場環境が大きく変化した場合に、必要な資金の確保が困難になり、通常より著しく高い金利による資金調達が余儀なくされる、または調達が困難となることで、当行グループの業務運営や、業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 事務リスク

当行グループは、業務の多様化や取引量の増加に適切に対処し、想定される事務リスクを回避するために、機械化投資の拡充と営業店後方事務の集中処理を積極的に進め、業務の効率化と事務リスクの圧

縮に努めています。また、事務水準の向上や事務事故の未然防止の観点から、事務指導の強化や研修等を実施し、内部監査を厳格化させています。しかしながら、役職員による不正確な事務、あるいは不正や過失等による不適切な事務により、当行グループの業務運営や、業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) システムリスク

当行グループは、使用コンピューターシステムの安全対策として、システムリスク管理方針・管理規程やバックアップ体制を整備しており、さらに災害・障害等に備えた危機管理計画を策定して不測の事態に対応できるよう万全を期しています。しかしながら、万が一重大なシステム障害等が発生した場合には、当行グループの業務運営や、業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 自己資本比率に係るリスク

当行グループは、「銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件」(平成5年大蔵省告示第55号)に定められた国内基準である自己資本比率4%以上を維持する必要があります。当行グループでは、適正かつ十分な水準の自己資本比率を維持することに努めており、現在のところ、自己資本比率はこの最低基準を大幅に上回っています。しかしながら、本項に示した事業等に係る各種リスクが顕在化することにより、自己資本比率が低下する可能性があります。

(6) 繰延税金資産に係るリスク

繰延税金資産は、現時点におけるわが国の会計基準に基づき、一定の条件の下で、将来実現すると見込まれる税金負担額の軽減効果を、繰延税金資産として貸借対照表に計上することが認められています。当行グループは、現時点において想定される金融経済環境等のさまざまな予測・仮定を前提に将来の課税所得を合理的に見積り計上していますが、実際の課税所得が想定と異なること等により、繰延税金資産が減額された場合には、当行グループの業務運営や、業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(7) 公的資金

当行は、「金融機関の早期健全化のための緊急措置に関する法律」に基づき、公的資金による資本増強を実施しており、これに伴い「経営の健全化のための計画」を金融庁に提出しています。当行では、同計画の達成に向けて財務基盤の強化に全力をあげていますが、公的資金を返済するまでの間に、その履行状況が不十分な場合は、当局より業務改善命令等の措置を受ける可能性があります。

(8) 退職給付債務等の変動に係るリスク

当行グループの退職給付費用や債務は、年金資産の期待運用利回りや将来の退職給付債務算出に用いる年金数理上の前提条件に基づいて算出していますが、実際の結果が前提条件と異なる場合や前提条件に変更があった場合には追加損失が発生する可能性があります。

(9) 規制変更のリスク

当行グループは、現時点の規制(法律、規則、政策、会計制度、実務慣行等)に従って業務を遂行しています。将来、これらの規制の新設、変更、廃止ならびにそれらによって発生する事態が、当行グループの業務運営や、業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(10) 格付低下のリスク

格付機関が当行の格付を引き下げた場合、当行の市場部門は、取引において不利な条件を承諾せざるを得ない可能性や、または一定の取引の実施が困難となり、当行の業績や財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。

(11) 競争に伴うリスク

日本の金融制度は大幅に規制が緩和される傾向にあり、これに伴い競争が激化しています。その結果、他金融機関等との競争により想定した収益があげられず、業績や財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。

(12) 風評リスク

当行グループの業務は、預金者等のお客様や市場関係者からの信用に大きく依存しています。そのため、当行グループや金融業界等に対する風説・風評が、マスコミ報道・市場関係者への情報伝播・インターネット上の掲示板への書き込み等により発生・拡散した場合には、お客様や市場関係者が当行グループについて事実と異なる理解・認識をされ、当行グループの業務運営や、業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(13) コンプライアンスリスク

当行グループは、業務を遂行する上でさまざまな法令諸規制の適用を受けており、これらの法令諸規制が遵守されるよう、役職員に対するコンプライアンスの徹底に努めていますが、これが遵守できな

かった場合には、当行グループの業務運営や、業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(14) 顧客情報に係るリスク

当行グループは、個人情報・機密情報等のデータを有しており、その管理については、マニュアルで管理方法を明確に定めるとともに、本人確認システムを導入する等、不正利用・流出を防止する体制を強化しています。しかしながら、これらの対策にも関わらず、重要な情報が外部に漏洩した場合には、当行グループの業務運営や、業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(15) 重要な訴訟によるリスク

当行グループは、法令遵守の徹底に努め、法令違反の未然防止体制を強化しています。しかしながら、今後、様々な業務遂行にあたり、法令違反およびこれに対する訴訟が提起された場合には、当行グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(7)【大株主の状況】

(訂正前)

所有株式数別

平成22年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	2,052	5.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,635	4.03
株式会社整理回収機構(注)	東京都中野区本町2丁目46番1号	1,200	2.96
琉球銀行行員持株会	沖縄県那覇市久茂地1丁目11番1号	906	2.23
沖縄電力株式会社	沖縄県浦添市牧港5丁目2番1号	689	1.70
オリオンビール株式会社	沖縄県浦添市字城間1985番地の1	627	1.54
大同火災海上保険株式会社	沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号	617	1.52
シービーエヌワイデイエフエイインターナショナルキャップバリューポートフォリオ(常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	1299 OCEAN AVENUE, 11F, SANTA MONICA, CA 90401 USA (東京都品川区東品川2丁目3番14号)	453	1.11
株式会社みずほコーポレート銀行(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号)	450	1.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	442	1.09
計		9,074	22.40

(注) 株式会社整理回収機構の保有する株式は、全て第一種優先株式であります。

(訂正後)

所有株式数別

平成22年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	2,052	5.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,635	4.03
株式会社整理回収機構(注)1	東京都中野区本町2丁目46番1号	1,200	2.96
琉球銀行行員持株会	沖縄県那覇市久茂地1丁目11番1号	906	2.23
沖縄電力株式会社	沖縄県浦添市牧港5丁目2番1号	689	1.70
オリオンビール株式会社	沖縄県浦添市字城間1985番地の1	627	1.54
大同火災海上保険株式会社	沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号	617	1.52
シービーエヌワイデイエフエイインターナショナルキャップバリューポートフォリオ(常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	1299 OCEAN AVENUE, 11F, SANTA MONICA, CA 90401 USA (東京都品川区東品川2丁目3番14号)	453	1.11
株式会社みずほコーポレート銀行(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号)	450	1.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	442	1.09
計		9,074	22.40

(注)1 株式会社整理回収機構の保有する株式は、全て第一種優先株式であります。

2 平成21年10月15日現在の株式数を記載した大量保有報告書が、平成21年10月22日付で株式会社りそな銀行及びその共同保有者から提出されております。株式会社整理回収機構の保有株式数の内訳は当行の株主名簿上の記載内容と一致しておりますが、株式会社りそな銀行及び預金保険機構については、当行として平成22年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況では考慮しておりません。

なお、当該報告書の主な内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	771	1.90
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	96	0.24
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	1,200	2.96
計	—	2,067	5.10

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

企業統治の体制の概要等

コーポレート・ガバナンス（企業統治）については、透明な意思決定プロセスと相互牽制および積極的な経営情報の開示が重要であると認識しています。これまでも、取締役の削減をする一方で、社外監査役制度や執行役員制度を導入しそれぞれ取締役会に参加するなど、相互牽制機能の強化に取り組んできました。また、適時適切なディスクロージャーを通じて経営の透明性を高めることで、ガバナンスの強化、顧客および市場からの信認獲得に努めています。

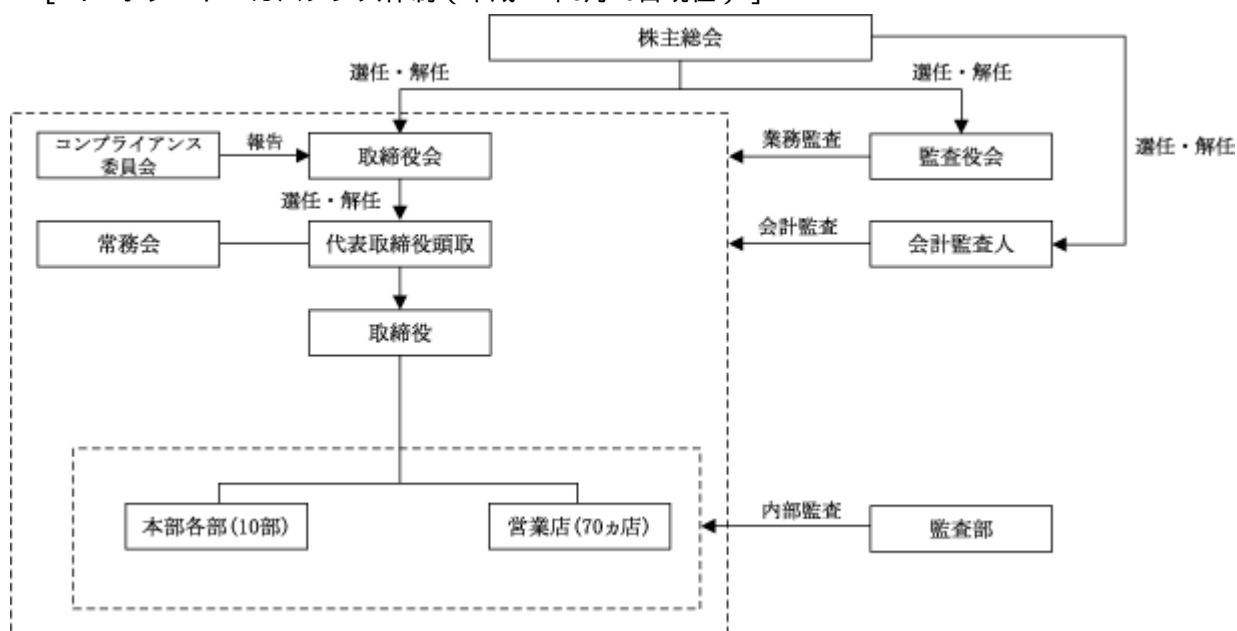
当行は、監査役制度を採用し監査役3名のうち2名が社外監査役です。社外監査役については、社外から監視するとともに監査を実施しており、経営の監視機能として十分機能するものと判断し、現行の態勢を採用しています。

当行の業務執行は、毎月1回、定例の取締役会を開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を開催しています。取締役会には執行役員7名（平成22年5月末現在）をオブザーバーとして参加させ、役員および執行役員間の十分な討議と意思疎通により、迅速な意思決定と相互監視機能の強化を図っています。

その他、会社法の定めにより、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を制定し、適時見直しを行うとともに、法令遵守に係る基本方針の策定、内部規定・組織体制の整備、評価・改善活動に積極的に取り組む機関として、頭取を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、重要な協議事項について取締役会へ報告する体制を構築しています。

また、リスク管理体制については、銀行における各種リスクを適切に管理することを目的に、リスクの種類ごとに管理部署を設置し、重要なリスクは管理部署から統括部署である総合企画部に情報を集約し、網羅的にリスクを把握、コントロールする体制を構築しています。

[コーポレート・ガバナンス体制（平成22年6月25日現在）]



役員の報酬等の内容

当事業年度における取締役、監査役、社外監査役の報酬等の総額は181百万円です。

役員区分	員数（人）	報酬等の総額（百万円）			
		基本報酬 （百万円）	退職慰労引当金 繰入額 （百万円）	退職慰労金 （百万円）	
取締役	9	147	54	22	69
監査役	2	28	10	3	14
社外監査役	2	5	4	1	0

使用人兼務取締役に対する使用人分給与は13百万円、員数は3人です。

役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。

株式の保有状況

当行の保有する株式のうち、保有目的が純投資目的以外の目的の投資株式は111銘柄、その貸借対照表計上額は10,069百万円であります。

保有目的が純投資目的以外の目的の投資株式（みなし保有株式および非上場株式を除く）のうち、当事業年度の貸借対照表計上額の大きい順の10銘柄は次のとおりであります。

銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額（百万円）	保有目的
沖縄電力株式会社	841,244	4,105	取引の維持・向上
沖縄セルラー電話株式会社	4,720	822	取引の維持・向上
株式会社三菱UFJフィナンシャルグループ	1,608,330	788	関係強化の一環
株式会社沖縄銀行	83,341	317	関係強化の一環
全日本空輸株式会社	657,942	175	関係強化の一環
株式会社みずほフィナンシャルグループ	762,500	141	関係強化の一環
株式会社筑邦銀行	399,000	140	関係強化の一環
株式会社山形銀行	330,000	135	関係強化の一環
株式会社武蔵野銀行	50,200	134	関係強化の一環
株式会社阿波銀行	209,160	116	関係強化の一環

保有目的が純投資目的である投資株式の貸借対照表計上額、受取配当金、売却損益および評価損益

	当事業年度末			
	貸借対照表計上額 （百万円）	受取配当金 （百万円）	売却損益 （百万円）	評価損益 （百万円）
上場株式	206	4	2	83
非上場株式				

当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものが該当ありません。

当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものが該当ありません。

(訂正後)

企業統治の体制の概要等

コーポレート・ガバナンス（企業統治）については、透明な意思決定プロセスと相互牽制および積極的な経営情報の開示が重要であると認識しています。これまでも、取締役の削減をする一方で、社外監査役制度や執行役員制度を導入しそれぞれ取締役会に参加するなど、相互牽制機能の強化に取り組んできました。また、適時適切なディスクロージャーを通じて経営の透明性を高めることで、ガバナンスの強化、顧客および市場からの信認獲得に努めています。

当行は、監査役制度を採用し監査役3名のうち2名が社外監査役です。社外監査役については、社外から監視するとともに監査を実施しており、経営の監視機能として十分機能するものと判断し、現行の態勢を採用しています。

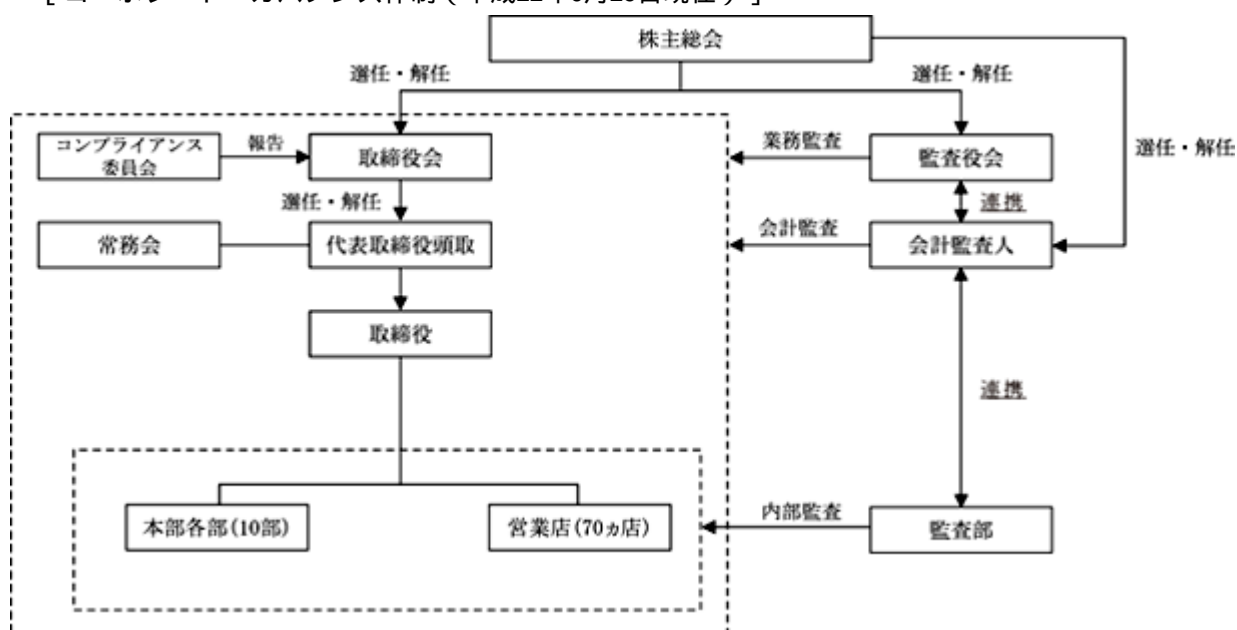
当行の業務執行は、毎月1回、定例の取締役会を開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を開催しています。取締役会には執行役員7名（平成22年5月末現在）をオブザーバーとして参加させ、役員および執行役員間の十分な討議と意思疎通により、迅速な意思決定と相互監視機能の強化を図っています。また、取締役会より委任を受けて経営上の重要課題について決議するとともに頭取の職務を補佐するため、日常業務の計画・執行・管理に関する重要事項を審議し、または頭取の諮問に応える機関として頭取、専務、常務の3役以上で構成する常務会を設置しています。

平成21年度は取締役会を20回、常務会を62回開催し、経営に関する諸問題をスピーディーかつ的確に協議・決定しております。また、監査役会は13回開催しています。

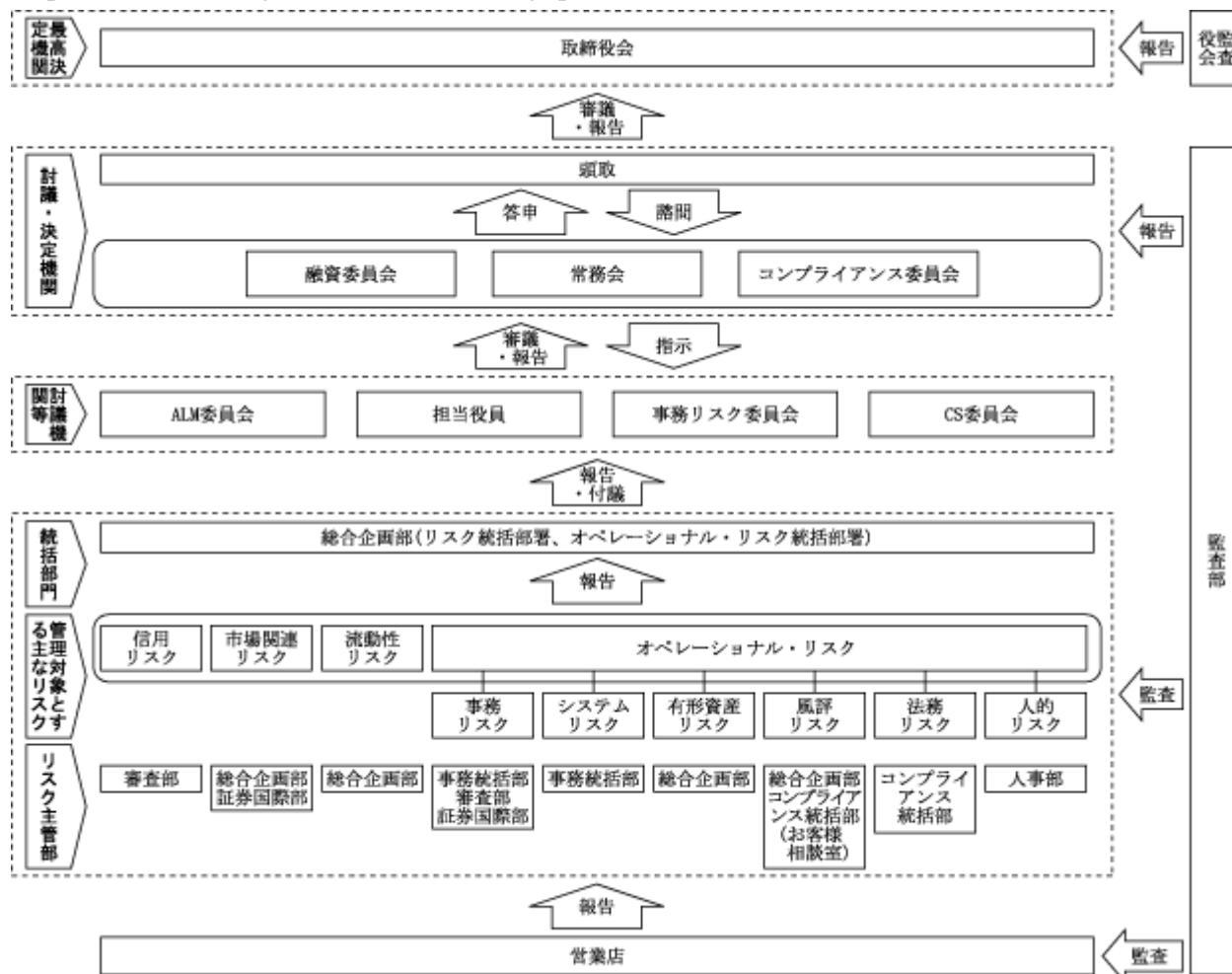
その他、会社法の定めにより、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を制定し、適時見直しを行うとともに、法令遵守に係る基本方針の策定、内部規定・組織体制の整備、評価・改善活動に積極的に取り組む機関として、頭取を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、重要な協議事項について取締役会へ報告する体制を構築しています。

また、リスク管理体制については、銀行における各種リスクを適切に管理することを目的に、リスクの種類ごとに管理部署を設置し、重要なリスクは管理部署から統括部署である総合企画部に情報を集約し、網羅的にリスクを把握、コントロールする体制を構築しています。

[コーポレート・ガバナンス体制（平成22年6月25日現在）]



[リスク管理体制（平成22年6月25日現在）]



内部監査及び監査役監査の状況、会計監査の状況

当行の内部監査は監査部（人員16名、平成22年5月末現在）が各営業店および本部各部に対して実施する「全般監査」、監査部資産査定室が実施する「自己査定監査」で構成されており、監査結果は監査報告書等により代表取締役および取締役会に報告されているほか、監査役と毎月1回内部監査に関する情報を交換し、相互連携を強化しています。

監査役は取締役の職務執行を監視するとともに会計監査および業務監査を実施しており、また、監査役会は会計監査人による外部監査の結果について報告を受け、その適切性をチェックしています。

当行は会計監査人として新日本有限責任監査法人と監査契約をしており、平成21年度の当行監査業務を執行した公認会計士は岩原淳一氏、増田正志氏の2名であり、監査業務に係る補助者は公認会計士10名、年金数理人3名、その他14名となっています。

内部監査部門、内部統制部門、監査役および会計監査人は、必要の都度、相互の情報交換や意見交換を行うなど、連携を密にし、監査の実効性向上に努めています。

社外取締役及び社外監査役

当行は、銀行業務に精通した社内取締役による経営管理体制を採用しており、社外取締役は選任していません。監査役3名のうち2名の社外監査役を選任しており、業務執行状況について社外から監視するとともに監査を実施しています。

社外監査役 石川 清勇氏は沖縄電力株式会社の代表取締役副社長で、同社と当行の間には特に利害関係はなく通常の銀行取引となっており、独立性は確保されています。

社外監査役 呉屋 信一氏は大同火災海上保険株式会社の代表取締役専務で、同社と当行の間には特に利害関係はなく通常の銀行取引となっており、独立性は確保されています。

役員の報酬等の内容

当事業年度における取締役、監査役、社外監査役の報酬等の総額は181百万円です。

役員区分	員数(人)	報酬等の総額(百万円)			
		基本報酬 (百万円)	退職慰労引当金 繰入額 (百万円)	退職慰労金 (百万円)	
取締役	9	147	54	22	69
監査役	2	28	10	3	14
社外監査役	2	5	4	1	0

使用人兼務取締役に対する使用人分給与は13百万円、員数は3人です。

役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。

株式の保有状況

当行の保有する株式のうち、保有目的が純投資目的以外の目的の投資株式は111銘柄、その貸借対照表計上額は10,069百万円であります。

保有目的が純投資目的以外の目的の投資株式(みなし保有株式および非上場株式を除く)のうち、当事業年度の貸借対照表計上額の大きい順の10銘柄は次のとおりであります。

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(百万円)	保有目的
沖縄電力株式会社	841,244	4,105	取引の維持・向上
沖縄セルラー電話株式会社	4,720	822	取引の維持・向上
株式会社三菱UFJフィナンシャルグループ	1,608,330	788	関係強化の一環
株式会社沖縄銀行	83,341	317	関係強化の一環
全日本空輸株式会社	657,942	175	関係強化の一環
株式会社みずほフィナンシャルグループ	762,500	141	関係強化の一環
株式会社筑邦銀行	399,000	140	関係強化の一環
株式会社山形銀行	330,000	135	関係強化の一環
株式会社武蔵野銀行	50,200	134	関係強化の一環
株式会社阿波銀行	209,160	116	関係強化の一環

保有目的が純投資目的である投資株式の貸借対照表計上額、受取配当金、売却損益および評価損益

	当事業年度末			
	貸借対照表計上額 (百万円)	受取配当金 (百万円)	売却損益 (百万円)	評価損益 (百万円)
上場株式	206	4	2	83
非上場株式				

当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものが該当ありません。

当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものが該当ありません。

取締役の定数

当行の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当行は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、またその決議は累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

取締役会にて決議できる株主総会決議事項

- ・当行は、会社法第165条第2項に定める市場取引等による自己の株式の取得および会社法第459条第1項第1号に定める株主との合意による自己の株式の取得について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることとする旨を定款で定めております。これは、金融・経済環境の変化に対応して機動的な資本政策の遂行を可能にすることを目的としたものであります。
- ・当行は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または信託受託者、登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定により、中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とすることを目的としたものであります。

株主総会の特別決議要件

当行は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的としたものであります。